

議 事 日 程

令和 8 年 1 0 月 7 日 (水)
午 後 2 時 開 議

諸般報告

- 日程第 1 第58号議案 令和 8 年度福井県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 第59号議案 令和 8 年度福井県災害救助基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 第60号議案 令和 8 年度福井県病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 第61号議案 令和 8 年度福井県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 第62号議案 令和 8 年度福井県水道用水供給事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 第63号議案 令和 8 年度福井県臨海下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 第64号議案 福井県港湾施設管理条例の一部改正について
- 日程第 8 第65号議案 福井県建築基準条例の一部改正について
- 日程第 9 第66号議案 県有財産の取得について
- 日程第 10 第67号議案 県有財産の取得について
- 日程第 11 第68号議案 県有財産の取得について
- 日程第 12 第69号議案 道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 13 第70号議案 道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 14 第71号議案 ダム維持修繕工事 (榑谷ダム改修) 請負契約の締結について
- 日程第 15 第72号議案 福井城坤櫓等復元整備工事請負契約の締結について
- 日程第 16 第73号議案 勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の変更について
- 日程第 17 第74号議案 令和 7 年度福井県歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 第75号議案 令和 7 年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について
- 日程第 19 第76号議案 令和 8 年度福井県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 20 ハラスメント対策特別委員会の中間報告について
- 日程第 21 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第 22 第77号議案 福井県人事委員会委員選任の同意について
- 日程第 23 第78号議案 福井県公安委員会委員任命の同意について
- 日程第 24 発議第43号 令和 8 年 8 月大雨災害からの迅速かつきめ細かな復旧・復興支援を求める意見書 (案)
- 日程第 25 議員の派遣について (北陸 3 県議会議員研修会および視察)

令和8年9月17日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

総務教育常任委員会

委員長 笹原 修之

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第66号議案	県有財産の取得について	原案可決
第68号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和8年9月18日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

厚生常任委員会

委員長 松崎 雄城

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第67号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和8年9月18日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

土木警察常任委員会

委員長 森 嘉治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第64号議案	福井県港湾施設管理条例の一部改正について	原案可決
第65号議案	福井県建築基準条例の一部改正について	原案可決
第69号議案	道路改良工事請負契約の締結について	原案可決
第70号議案	道路改良工事請負契約の締結について	原案可決
第71号議案	ダム維持修繕工事（榎谷ダム改修）請負契約の締結について	原案可決
第72号議案	福井城坤櫓等復元整備工事請負契約の締結について	原案可決
第73号議案	勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の変更について	原案可決

令和8年10月2日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

予算決算特別委員会

委員長 畑 孝幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第58号議案	令和8年度福井県一般会計補正予算(第3号)	原案可決
第59号議案	令和8年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第60号議案	令和8年度福井県病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第61号議案	令和8年度福井県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第62号議案	令和8年度福井県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第63号議案	令和8年度福井県臨海下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第74号議案	令和7年度福井県歳入歳出決算の認定について	継続審査
第75号議案	令和7年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について	継続審査
第76号議案	令和8年度福井県一般会計補正予算(第4号)	原案可決

ハラスメント対策特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和8年9月28日（月） 全員協議会室
- 2 出席委員
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（１）ハラスメント対策の取組について

ハラスメント事案への対応について、知事部局・県立病院・教育委員会から、対応完了の件数やその対応例、ハラスメント実態調査の実施等について報告があった。

委員から知事に対して、「知事自らが先頭に立って職員へメッセージを発信し続け、その考えを県庁組織全体に浸透させていくことが極めて重要である。知事は、ハラスメント撲滅に向けて、これまで、職員に対してどのようなメッセージを発信し続けてきたのか。その考えが県庁組織全体に浸透していると考えているか」とただしたのに対し、「様々な機会を通じて、職員同士のコミュニケーションをしっかりと図ること、お互いをしっかりリスペクトし合う風土をつくっていくこと、いかなるハラスメントも許さない気概でいること、風通しの良い職場づくりが大切であるという考えを持つことを、繰り返し職員に伝えており、職員に一定程度は伝わっていると理解している。制度だけでなく信頼関係の構築も大切であり、そのためにコミュニケーションやリスペクトの精神が重要である。これからも、繰り返しリーダーシップを持って示していきたい」との見解が示された。

また、新たに就任した副知事と警察本部長に、前知事の事案を踏まえたハラスメント対応についての抱負をただしたのに対し、「前知事の事案を発端として、様々な研修や委員会の設置等しっかり対策を講じている。こうしたことを、より定着させてハラスメントを防止するとともに、職員一人一人が生き生きと輝けるような組織づくりについて、知事の下でしっかり対応していきたい」「ハラスメント防止を通じて、働きやすい、風通しの良い職場をつくることにより、県警が活性化し、治安の維持につながる。私自身が先頭に立って、ハラスメントのない職場を作り、県民の安全安心につなげていきたい」との見解が示された。

そのほか、相談窓口の特徴の整理やコンプライアンス推進計画の策定、学校現場におけるハラスメント対策、相談者の退職防止等について論及があった。

（２）中村前副知事に関する案件について

委員から調査の状況等をただしたのに対し、「コンプライアンス委員会の下に専門部会を設けて調査をしている。進捗状況については、専門部会の意向により回答を控える。専門部会からの報告を求める時期については、県としても、透明性の確保の観点から、早期の事態の解決、調査報告の公表を望んでいるが、専門部会の独立性、中立性の観点から、言及を控えたい」との回答が示された。

委員から、調査について、「慎重であるべきだがスピード感も大事である。この点について、どう考えるか」とただしたのに対し、「スピード感も非常に重要であるが、相手方、行為者がいる案件であり、慎重かつ正確に事態を把握して、それに基づいて職場環境の改善を図ることが大事である」との見解が示された。これに対し、委員からは専門部会の運営状況等が分かりにくいことや調査が長期間となっていることに懸念が示され、適切な対応を求める意見が述べられた。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年10月7日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会
委員長 大森 哲男

予算決算特別委員会審査報告書

1 審査期日および場所

令和8年10月1日（木）、2日（金） 全員協議会室

2 出席委員

畑孝幸委員長 外 34 名

3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（１）8月29日からの大雨に係る県の対応について

8月29日からの大雨により、公共土木施設にも甚大な被害が発生したことを受け、委員から、「農業については国から激甚災害の指定を受けたが、土木に関しても激甚災害の指定を受けるべきである。国から必要な予算を取り、県や市町の負担を減らすことが重要である。本県単独で難しいのであれば、北陸3県が連携し、土木に関しても国から激甚災害指定を受けられるよう、全力を尽くすべきではないか」とただしたのに対し、知事からは「今回の大雨による公共土木施設の被害額は、現時点で約195億円と見込んでいる。このうち、激甚災害指定の判断の基礎となる国庫補助対象の被害額は約70億円であり、県から国へ報告した。県としても、早期に激甚災害に指定されるよう、防災担当大臣に求めたところである。現在、国において被害額の精査が進められており、その動向をしっかりと注視していく」との答弁がなされた。

これに対し、委員からは、「この件については議会としても、国へ意見書を提出する予定である。土木についても激甚災害指定が受けられるよう、我々も一体となって取り組んでいく」との見解が示された。

さらに、委員からは、「今回、補正予算には農業者支援や治水安全度の緊急点検などが盛り込まれた。今回の災害を十分に検証し、次に災害が起きたときにしっかりと対応できるようにすることが重要であるが、今後どのような治水対策を進めていくのか」と知事にただしたのに対し、「点検結果や今回の災害の検証を踏まえ、気候変動による降雨の激甚化も見据えながら、従来の治水計画や河川整備の進め方を改めて検証することで、より効果的な治水対策につなげていく。また、検証結果を市町と共有するとともに、田んぼダムや公共施設を有効活用した雨水貯留浸透施設、内水ハザードマップの作成について、市町と連携して検討を進めることで、流域治水のさらなる強化につなげていく」との見解が示された。

また、委員からは、宅地化が進んでいる地域について、農業用排水機場の排水能力等を検証し、能力不足が確認された施設については、計画的に能力増強を進めるべきとの意見が述べられた。

このほか、災害を起こさないための予防的な防災・減災対策を積極的に推進すべきとの意見のほか、「河川整備における優先順位の評価」、「インフラ整備のための体制構築」、「BCP、タイムラインおよび防災士が一体的に機能する体制の構築」、「建築関係団体との連携」、「災害廃棄物処理に対する課題への対応」、「農業用排水機場の計画的な増強」、「避難所となる学校体育館の空調整備に対する支援の強化」、「仮設住宅建設候補地の再検証」、「そばの在来種保全と収穫支援」など、広範多岐にわたり論及がなされた。

（２）北陸新幹線敦賀以西ルートについて

委員より、北陸新幹線の全線開業に向けた機運醸成を一層進めるため、過去の新幹線整備に伴う固定資産税増収実績や、新幹線工事により地域の利便性が向上した実績など、沿線自治体のメリットを広く周知するよう提案するとともに、令和9年度政府予算案への着工予算計上の実現に向け、県として、政府・与党に対し、今後どのような戦略で活動を展開していくのかただしたのに対し、知事からは「年末の着工予算計上の実現に向け、国の取組状況をしっかりと注視しながら、機動的に政府・与党に働きかけていくとともに、全

線開業のメリット等について、イベントやSNS等を活用しながら、関西の理解促進を図っていく」との見解が示された。

さらに、京都府・京都市との連携について論及があり、委員から、「京都との連携を深めるには、小浜・京都ルート実現に向けた同志として、共に課題解決に取り組む姿勢が重要である。一日も早い全線開業に向けて、知事のリーダーシップを発揮されたい」との強い要望がなされた。

（３）原子力政策について

乾式貯蔵施設について、委員から、記者会見での知事の発言を受け、「関西電力が中間貯蔵施設の県外立地地点や概要を示さない限り、乾式貯蔵施設への搬入は認めないとの認識を示した」と報道されたことに関し、８月に行われた全員協議会では、そのような議論はなかったとの認識を示した上で、改めて県の考えをただしたのに対し、理事者より「関西電力の方針を踏まえ、仮の話として、乾式貯蔵施設に搬入する時点で中間貯蔵施設が決まっていなければ、受入可能量が分からないため、一般的な考え方を申し上げた」との答弁があった。

また、委員から、使用済燃料の県外搬出に対する認識や、関西電力のロードマップと使用済燃料対策推進計画に示された中間貯蔵施設の位置づけについてただしたのに対し、知事からは、「栗田知事の時代から、使用済燃料については一貫して県外で対応すべきという方針を示しており、同様の考えである」、また、「ロードマップに示された中間貯蔵施設は、推進計画上に示されたものと同じものと認識している。国と関西電力は、状況に応じて計画の内容を常に確認しながら実行していく必要がある」との見解が示された。

これに対し、委員より、国や関西電力が責任を持つだけでなく、最大立地県である福井県のトップリーダーとして、知事には中間貯蔵施設をしっかりと県外に造るよう、県民の思いを代表して要望していくという強い姿勢を持ってほしいとの意見が述べられた。

（４）ふるさと納税の返礼品における地理的表示保護制度違反について

ふるさと納税の返礼品である「越前がに」加工品に「水がに」が混入し、農林水産省から地理的表示（GI）保護制度違反として措置命令を受けたことについて、委員から、国の措置命令に対する県の受け止めと、「越前がに」の信頼性向上およびブランド化の取組について知事にただしたのに対し、「今回の事案は、『越前がに』ブランドに対する消費者の信頼を損ねる恐れがあるだけでなく、漁業や流通・加工を営む関係者にも影響を及ぼしかねないものと捉えている。県では、全市町および水産関係団体等に対し、GI保護制度の遵守および適正表示の徹底について通知するとともに、関係者向けの研修会を開催し、制度の正しい理解と適正な運用の徹底を図ることとしている。また、今漁期から大型のオスの『越前がに』にICチップ内蔵タグを導入し、漁業者名や産地情報を確認できる仕組みを構築する。これらの取組により、関係者全員がGI保護制度の理解を深めるとともに、『越前がに』ブランドの信頼性と価値の維持・向上を図っていく」との見解が示された。

これに対し、委員からは、今回の件が来月の『越前がに』の解禁に影響を及ぼさないよう、適切に取り組むことを求める意見が述べられた。

このほか、発信改革と知事の発信力、ふく+（ふくたす）・ふくアプリ、嶺南地域の振興、県外学生データ収集とUターン戦略、国内誘客策「県内連泊」の重要性、県立美術館整備の現状と今後の進め方、出産・子育て支援、産業戦略と次世代育成、事業承継支援など、広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和８年１０月７日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

予算決算特別委員会委員長 畑 孝幸

発議第 43 号

(件名)

令和 8 年 8 月大雨災害からの迅速かつきめ細かな
復旧・復興支援を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 10 月 7 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

細川 かをり

西本 恵一

令和8年8月大雨災害からの迅速かつきめ細かな
復旧・復興支援を求める意見書（案）

本県は、本年8月29日から30日にかけて、嶺北地方を中心に猛烈な雨に見舞われ、レベル5大雨特別警報が発表された。県内5地点で24時間降水量が観測史上最大となり、道路、河川、鉄道等の公共施設、農地および農業施設、農作物、住家などに極めて甚大な被害が発生している。また、店舗・事業所の浸水や設備の故障等により、事業経営が困難になっているケースもあり、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

被災地では復旧に向けた取組が進められているものの、その被害は広範囲に及んでおり、被災者の生活再建や地域経済の回復に向けた支援に加え、再発防止に向けた総合的な対策が強く求められている。県民が一日も早く安全・安心な日常生活を取り戻すためにも、国による一層の支援が不可欠である。

よって、国においては、被災地域の実情を踏まえ、次の事項について速やかに支援措置を講じるよう強く求める。

- 1 北陸三県の大雨災害を激甚災害として、土木等を早期に指定するとともに、甚大な被害が発生している河川や道路など公共土木施設等の災害復旧事業に必要な予算を十分に確保し、迅速な災害査定と災害復旧事業に対する十分な財政支援を講じること。
- 2 被災した農地や農業用施設、林道等の早期復旧に向け、十分な財政支援および迅速な災害査定を実施するとともに、農林水産業者の事業継続と経営再建に向け、生産施設や機械設備の整備に対する支援を強化すること。
- 3 浸水や設備故障により事業継続が困難となった事業者について、設備復旧に必要な資金繰り支援を充実するとともに、配線・制御盤の高所化や防水設備等、将来の被害防止に資する設備投資も支援対象とするなど、復旧のみならず再発防止まで見据えた支援制度の拡充を図るとともに、小規模事業者・中小企業に幅広く支援が行き届く制度とすること。また、被災事業者から排出される災害廃棄物の円滑な処理が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 4 災害救助法に基づく住宅応急修理制度について、資材価格や人件費の高騰を踏まえ、補助上限額の引上げなど制度の拡充を図り、被災者の生活再建を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月 日

福 井 県 議 会